

ミャンマー投資セミナー

2017年6月13日

(丸ビルホール&コンファレンススクエア)

ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所
弁護士 チア・スウィー・ギム

岩田合同法律事務所
弁護士 松田 章良
弁護士 佐藤 喬城

目次

I はじめに

1	外資規制 ～典型的な投資のフェーズ～	3
2	ミャンマー投資法関連：法令の構造	4
3	会社法（審議中）との関係	4
4	MIC許可（MIC Permit）の役割の変化	5
5	規制の構造	6
6	投資規制の検討にあたっての基本的アプローチ	7

II 新投資法の概要

1	MILの対象となる投資の種類	8
2	MIC許可を要する業種	10
3	制限業種	14
4	禁止業種	15
5	優遇措置	16
6	MIC許可・優遇措置の申請プロセス	22
7	MILによる外国投資家の保護（実体面・手続面）・資金移動の規制緩和	25

III 実務対応のポイント

1-4	改正の評価、Trading業務の扱い、既存投資の取扱い、事前スクリーニング制度	33
-----	---	----

別紙：制限業種の一覧（ネガティブリスト）	37
----------------------	----

I はじめに

1 外資規制

- 典型的な投資のフェーズ



- 通常の外資規制: II 及び III
- ミャンマーにおける投資法によるカバーの対象: I ~ III の全て
 - ミャンマー投資法における投資の定義:「金銭的請求権及び金銭的価値のある契約上の履行請求権」(claims to money and to any performance under contract having a financial value)(ミャンマー投資法40条(e)項)
 - 後述する通り、ミャンマー投資法が投資の保護に関する条項も含んでいるため、投資の定義が広がっている(日・ミャンマー投資協定の「Investment」の定義とほぼ同様)

I はじめに

2 ミャンマー投資法関連：法令の構造

1 ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law) (2016年10月18日)

2 ミャンマー投資法施行規則 (Myanmar Investment Rules) (2017年3月30日)

3 ミャンマー投資委員会 (MIC) による告示 (Notification)

①	税制優遇措置に関するゾーニングに係る告示 (2017年2月22日)	No.10/2017
②	税制優遇措置を受けられる業種に係る告示 (2017年4月1日)	No.13/2017
③	ネガティブリスト (2017年4月10日)	No.15/2017

3 会社法 (審議中) との関係

- 本年4月に成立予定だったが、成立が遅れている→ 成立時期は依然として未定
- 投資法に基づく外資規制は、会社法上の「外国会社」に対して適用される
- 現行の会社法の解釈・運用上、外国資本・外国人が1株でも株式を保有していれば、「外国会社」として取り扱われている
- 会社法の改正に伴い、外国資本・外国人が一定割合まで株式を保有していても「外国会社」に該当しない、との建付となる予定 (35%?)
- 改正会社法の施行後は、上記のスレッシュホールドまでは外資規制の影響を受けずに持分保有が可能となる

I はじめに (Cont)

4 MIC許可 (MIC Permit) の役割の変化

従来の制度 (外国投資法)

- ・適用は外国投資家のみ
- ・MIC許可を受けることにより、その特典として、不動産の長期リース・税制優遇措置が得られた
- ・外国投資家がMIC許可を申請するかどうかを任意で判断

現行制度 (投資法)

- ・内国投資家・外国投資家の両方に適用される
- ・MICの許可が必要な投資類型に該当した場合には、MICに対する計画案の提出、許可の取得が義務に
- ・MIC許可を得るかどうかと、外資に対する不動産長期リース・税制優遇措置は切り離された

I はじめに (Cont)

5 規制の構造

禁止業種

- 内資・外資を問わず全面的に禁止
- MIL施行規則によればリストが公表される予定だが、詳細なリストは公表されていない

制限業種 (ネガティブリスト)

- 連邦政府のみに認められた業種(9業種)
- 外資による投資が禁止される業種(12業種)
- 外資による投資は、内資とのJVでのみ許容される業種(22業種)
- 監督官庁による許可を要する業種(126業種)

連邦議会の承認を受ける ことが必要な業種

- 内資・外資を問わず適用される規制
- ミャンマー連邦及び市民に重大な影響を与える投資活動等

MIC許可事業

- 内資・外資を問わず適用される規制
- MIC許可事業を行う場合、ミャンマー投資委員会(MIC)の許可を取得する必要がある

I はじめに(Cont)

6 投資規制の検討にあたっての基本的アプローチ

- 投資が、①「禁止業種」、②「制限業種」、③「連邦議会承認業種」、④「MIC許可事業」のいずれかに当たるかを確認
- ①に当たると投資は自動的に不可。
- 他方、②・③・④に当たる場合には、条件次第で投資が可能に。②、③、④は互いに排他的ではなく、それぞれ同時にかかりうる規制(例えば、②・③・④の3つが同時にかかることもありうる)
 - このうち、③・④については、それぞれ連邦議会の承認、MICの許可を取得すれば可能なため、必要な要件を充たした上、これらの手続を踏むこととなる。
 - 他方、②については、以下の場合分けが必要。B/Cについては、ストラクチャリングの工夫が必要(特に、会社法改正前)。

外資・内資共通

- A: 連邦政府のみ可(9業種)
- D: 監督官庁による許可を要する業種(126業種)

外資のみに適用

- B: 外資による投資が禁止される業種(12業種)
- C: 外資による投資は内資とのJVのみ可(22業種)

II 新投資法の概要

1-1 MILの対象となる投資の種類

・ミャンマー投資法(以下「MIL」)は、MILの効力発生日において既に実施されている投資であるか、MILの効力発生日の後において実施される投資であるかを問わず、全てのミャンマーにおける「投資」に対して適用される。

・「投資」とは、投資家が所有するか又は支配権を有する資産をいい、以下を含む。

MILの適用対象となる投資

事業組織(Enterprise)*

動産、不動産(及び関連する財産権)、現金、質権、抵当権、先取特権、機械、設備、スペアパーツ、その他工具類

会社の持分権、株式、社債

知的財産権(技術的ノウハウ、発明、工業デザイン、商標を含む)

金銭的請求権及び金銭的価値のある契約上の履行請求権

契約上の権利(ターンキイ、建設、運営、製造、収益分配契約を含む)

法令又は契約に基づく譲渡可能な権利(天然資源の探査、探鉱、抽出権を含む)

II 新投資法の概要

1-1 MILの対象となる投資の種類(Cont.)

* 事業組織(Enterprise)とは、以下のものをいう。

- (a) 事業活動を行うために既存の法律に基づいて設立又は登録された法的事業体(会社、信託、組合、個人事業体、ジョイント・ベンチャー、業務提携又は類似の組織を含む。)
- (b) 既存の法律に基づいて設立された、これらの法的事業体の支店

2-1 MIC許可を必要とする事業

・以下の事業については、投資家はMICに提案を提出し、許可を得なければならない。（「1 はじめに」参照）

MIC許可事業	
①	ミャンマーにとって戦略的に重要な投資
②	多額の資本集約的な投資プロジェクト
③	自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす可能性がある投資
④	国有地・国有建築物を利用する投資
⑤	MICによる許可を要すると政府が指定する投資

2-2 MIC許可を必要とする業種(詳細)①・②

①「ミャンマーにとり戦略的に重要」として挙げられている業種

業種
テクノロジー(情報、通信、医療、バイオ等)、交通インフラ、エネルギーインフラ、都市開発・都市インフラ、採掘・天然資源、メディアの各分野への投資で、投資価値が2,000万米ドルを超える見込みのもの
運営権(Concession)取得や合意その他に基づき付与された公的権限に基づく投資で、投資価値が2,000万米ドルを超える見込みのもの
国境地域や紛争地域における外国投資(内国民による投資の場合は、このうち投資価値が100万米ドルを超える見込みのもの)
国境線を越えて実行される外国投資(内国民による投資の場合は、このうち投資価値が100万米ドルを超える見込みのもの)
複数の州・地方域にまたがる投資
農業及び関連事業を中心とする投資で、1,000エーカーを超える土地を占有又は使用する権利に関わるもの
農業以外の事業を中心とする投資で、100エーカーを超える土地を占有又は使用する権利に関わるもの

②「多額の資本集約的な投資プロジェクト」として挙げられている業種

業種
投資価値が1億米ドルを超える見込みのもの

2-3 MIC許可を必要とする業種(詳細)③

③「自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす可能性がある投資」として挙げられている業種

業種	
EIA型事業と認定された、又は認定される可能性の高い投資	
環境保全法(Environmental Conservation Law 2012)その他の法令に基づく指定保護エリア若しくは主要な「種の多様性」エリア、又は生態、文化、自然遺産、文化遺産、天然物の保護のため選定・指定された地域における投資	
以下に挙げる土地を占有又は使用する権利を含む投資	
(1)	収用・強制取得手続き又はこれらに関する事前合意に基づき取得された又は取得される可能性が高い土地で、100エーカーを超えるもの又は100人以上の永住民の移住を要するもの
(2)	100エーカーを超える土地で、利用権保有者による土地及び天然資源の利用に対する制限を要する可能性が高いもの
(3)	100エーカーを超える土地で、土地使用权が投資計画と相反する形で既存かつ善意の紛争・請求の対象となっているもの
(4)	当該地の占有者100人以上の継続的に占有する法的権利を侵害するもの

2-4 MIC許可を必要とする業種(詳細)④

④「国有地・国有建築物を利用する投資」として挙げられている業種

業種	
政府機関が保有し、かつ所有者・占有者として移転・取引できる土地・建築物又は土地関連の諸権利に関わる投資を指す。	
ただし、政府機関がGrant、移転その他法令上の土地管理プロセスに従って行う、土地に関する権利の管理行為に基づいて発生する土地利用権は除く。	
このほか、以下のいずれかの場合はMICの許可を必要としない。	
a.	該当する土地・建築物を5年を超えない期間にわたりリースし、又はライセンスする投資家
b.	該当する国有地・国有建築物を、以下の条件をすべて満たす者からサブリースを受け、又はライセンスを受ける投資家
(1)	MILを含むミャンマーの関連国内法規に基づき、国有地・国有建築物の使用権を政府機関から前もって獲得した
(2)	当該地・建築物をサブリースし、又はサブライセンスする権限を政府機関から付与されている

3 制限業種

・制限業種のうち、下表②③については、外資の出資割合等の工夫によっては投資が可能となる余地あり。MIC許可を必要とする事業等との関係は、「はじめに」を参照。

・MICは第15/2017号告示により、制限業種としての規制対象となる投資活動のリストを公表した。（対象となる詳細な業種については別紙参照）

制限業種の類型	
①	連邦政府のみが実施するものとされている投資活動
②	外国投資家による実施が許されない投資活動
③	ミャンマー国民(又はその保有する事業体)との合併投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動
④	関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動

4 禁止業種

- ・禁止業種は、いかなる投資家も、これを行うことができない。
- ・MIL施行規則第12条は、MICが、MIL41条に基づき、禁止される投資活動のリストを告示すると規定。なお、現時点で、同リストは公表されていない。

禁止業種の類型	
①	危険又は有毒の廃棄物をミャンマー一国に持ち込む、又は、発生させる可能性のある投資活動
②	研究開発の目的を除き、技術、薬品、植物や動物の種類や物品などで、海外で検査中又は未認可のものをミャンマー一国に持ち込む可能性のある投資活動
③	国内の民族集団の伝統文化・習慣に影響を与える可能性のある投資活動
④	公衆に危害を加える可能性のある投資活動
⑤	自然環境やエコシステムに重大な影響を与える可能性のある投資活動
⑥	既存の法律により禁止されている物品・サービスを製造・提供する投資活動

5-1-1 優遇措置(総論)①

- ・認められる優遇措置には、以下の2タイプがある。

土地使用权(Land Rights Authorization): 不動産リースの長期化

MICの許可、又は、MIC Endorsementを取得した投資家は、土地・建物を長期にわたりリースする機会を得る。

MILは、当該期間を最長50年と定める。また、10年間の延長が2回まで可能(最長70年)。

後進地域や遠隔地への投資の場合、MICは、ミャンマー連邦議会の承認を受けて、より長期間の使用を認めることができる。

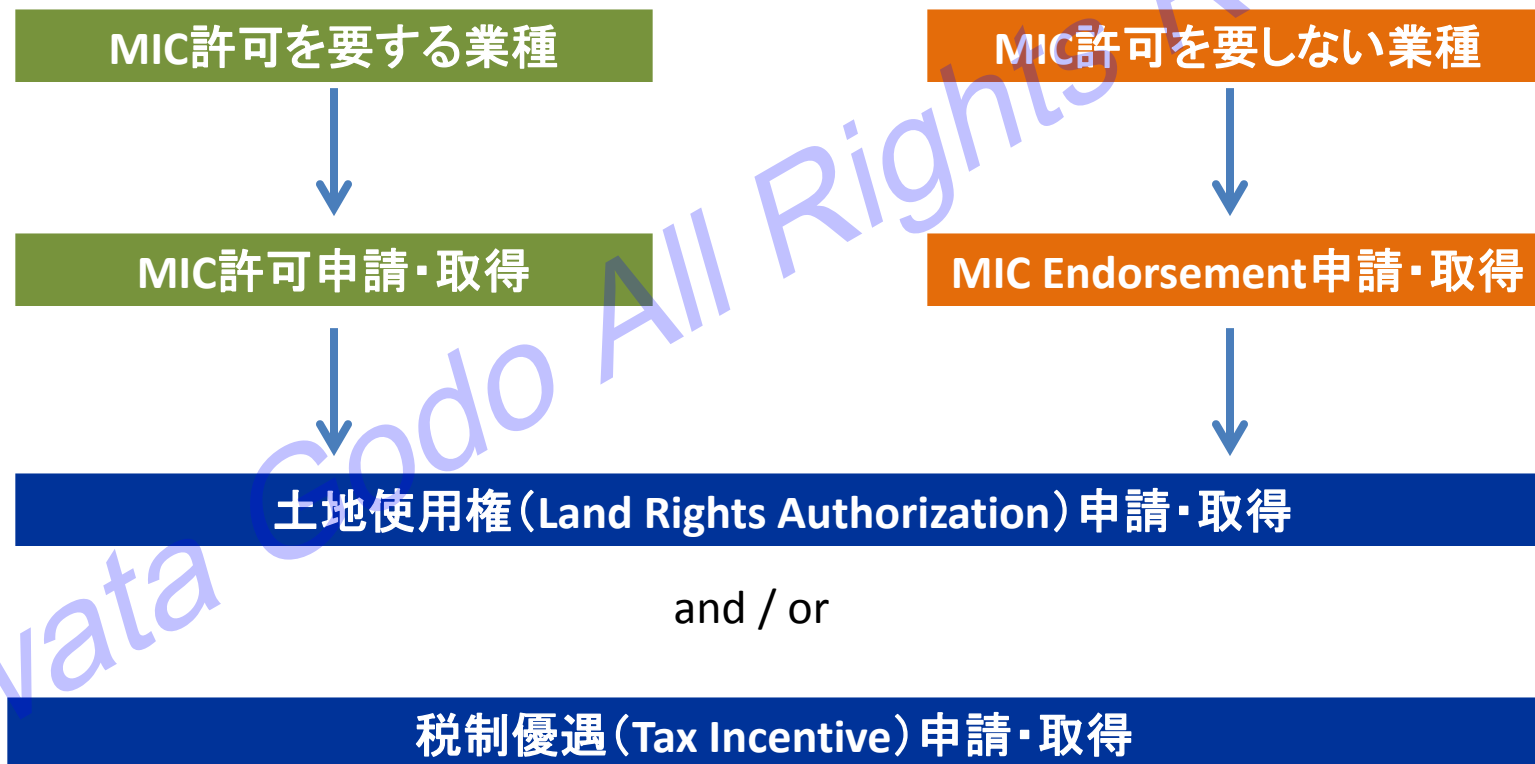
税制優遇(Tax Incentive)

MICは、MIL及び施行規則に規定された条件を満たす投資家による申請がある場合には、以下の税制上の優遇・軽減措置を与えることができる。

- (1) 所得税の一定期間における免除
- (2) 関税その他の内国税の減免
- (3) その他の場合の課税の減免

5-1-2 優遇措置(総論)②

・優遇措置を受けるための資格は、MICの許可を保有すること、又は、MIC Endorsementを取得することである。つまり、MIC許可を要する業種であるか否かによって、優遇措置を受けるためのルートが一部異なる。



5-2 (参考)不動産リースの長期化

・何故、土地の長期リースが外国会社にとってメリットとなるのか？

① 土地の取得

不動産譲渡制限法上、以下の行為が禁止されている。

- ・ 外国人または外国人が保有している会社に対し、不動産を、売却、贈与、担保提供その他の形で譲渡すること
- ・ 外国人または外国人が保有している会社が、不動産を、売却、購入、贈与する、贈与を受ける、担保提供する、担保提供を受けるといった形で譲渡すること、またその他の形での譲渡を受けること

② 不動産の賃借

不動産譲渡制限法、1年を超えて、外国人に不動産を賃貸したり、外国人から不動産を賃借したりすることが禁止されている。

・外国会社は、土地を取得することができず、また、賃借も1年を超えてはできないのが原則である。

→最長70年への延長は、外国会社が長期的な事業を行ううえで大きなメリットとなる。

5-3-1 所得税の一定期間における免除

- ・MICは、事業活動の開始後の一定期間について、所得税を免除することができる。期間は事業活動が実施される地域（ゾーン）によって決定される。
- ・本ゾーン指定は、MILに基づくMICの告示10/2017号（2017年2月22日付）において、ミャンマー国内を以下3つのゾーンに分ける形で行われた。

	発展の程度	所得税の免除
ゾーン1	最後発	連続7年間（事業開始年を含む。）
ゾーン2	ある程度開発済み	連続5年間（事業開始年を含む。）
ゾーン3	十分に開発済み	連続3年間（事業開始年を含む。）

- ・「MICが投資を促進する分野として告示により指定した分野」のみが、上記の所得税免除を受けられる。
- ・MICは、2017年4月1日付で告示13/2017号を發布し、上記の分野を指定した。

5-3-2 関税その他の内国税の減免

・MICは、以下のとおり、関税その他の内国税の減免を行うことができる。

	減免の対象	減免の内容
(i)	投資事業の建設期間又は準備期間に実際に必要な輸入されたミャンマー国内で入手できない機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建築資材及び事業で使用する資材	関税その他内国税の免除又は減額
(ii)	輸出用製品の製造を目的とした完全輸出志向投資事業による原材料及び半完成品の輸入	関税その他内国税の免除又は減額
(iii)	輸出用製品の製造に使用される原材料及び半完成品の輸入	関税その他内国税の払戻し
(iv)	投資額がミャンマー投資委員会の承認によって増加し、許可された投資期間中に元々の投資事業を拡張するとき、拡張する事業に使用するために実際に必要な輸入されたミャンマー国内で入手できない機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建築資材及び事業で使用する資材	関税その他内国税の免除又は減額

5-3-3 その他の場合の課税の減免

・MICは、その他の税金についても、以下のとおり減免を行うことができる。

	減免の対象	減免の内容
(i)	MIC 許可又はMIC Endorsementを受けた投資事業の利益を、1年以内に同一又は同種の投資事業に再投資する場合	所得税の免除又は減額
(ii)	投資に使用される機械、設備、建物又は資本資産	規定耐用年数よりも短い減価償却期間に基づく、商業活動開始年からの減価償却計算後の所得税申告を目的とする減価償却費を計上
(iii)	ミャンマーの経済発展にとって実際に必要であり、かつ、ミャンマー国内で実施される、投資活動・事業に関する研究開発に要した費用	課税所得からの費用減額

6-1 MIC許可・優遇措置の申請

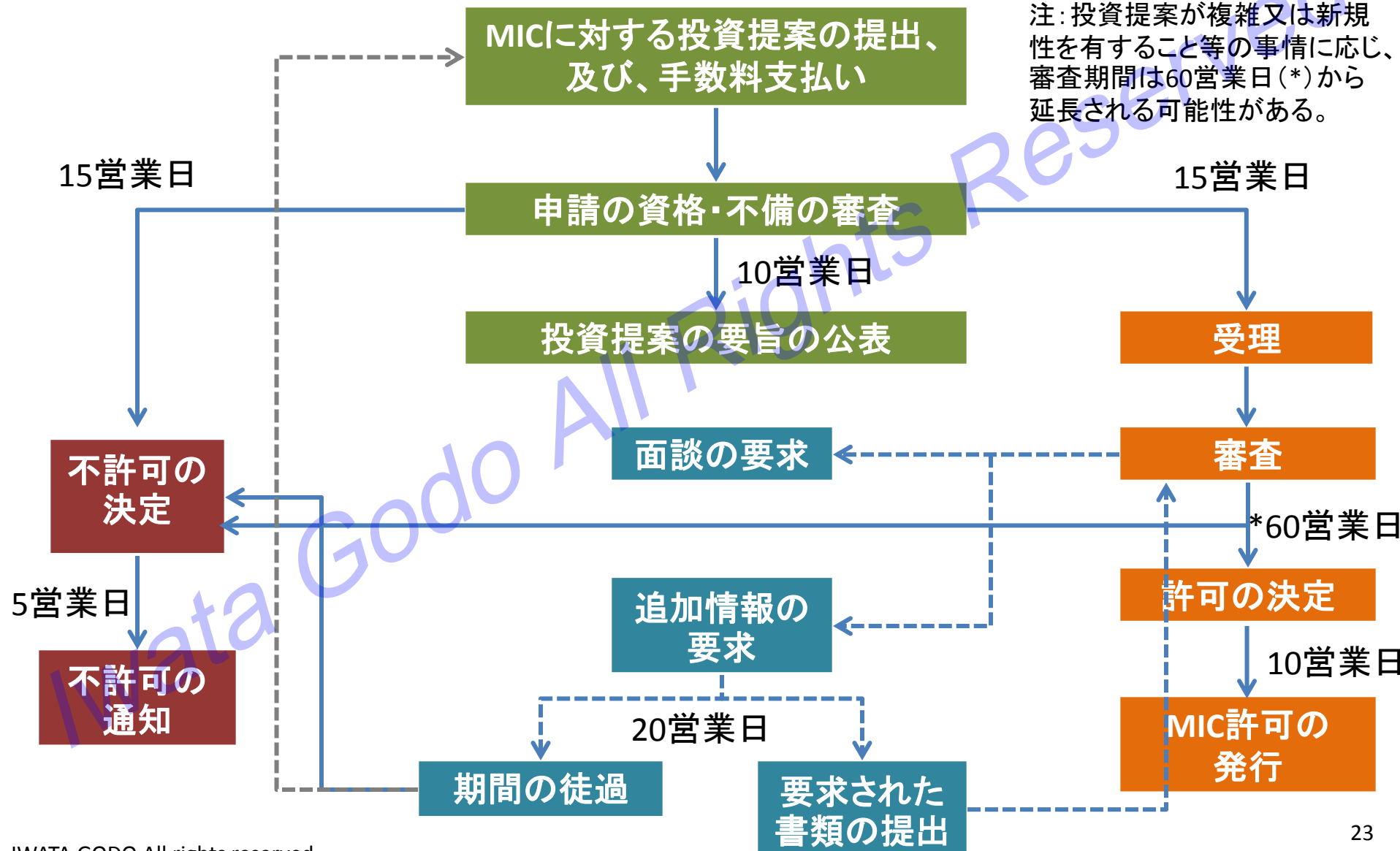
- ・MICの許可及びMIC Endorsementが認められるかどうかは、MICの裁量による。
- ・MICの許可及びMIC Endorsementを認めるかどうかの判断は、投資の提案(Proposal)・申請の評価を通じて行われる。
- ・MICによる投資の提案(Proposal)・申請の評価に際しては、以下を中心に検討される。

	MIC許可の評価項目(必須項目の例)	MIC Endorsementの評価項目
(i)	投資家は、責任を持ち持続可能な方法で投資を実行する姿勢を表明したか	投資家はMILに基づき行動し、投資はMILに沿うものになっているか
(ii)	投資家もしくは経営を任せる担当者は、関連の事業経験を有するか	土地使用权(Land Rights Authorization)又は税制優遇(Tax Incentive)を獲得するためにMIC Endorsementを得る必要があるか、また、これらを得る資格があるか
(iii)	投資家もしくは経営を任せる担当者は、財務面で投資にコミットしているか	申請はMILに沿ったものか
(iv)	投資家もしくは経営を任せる担当者は、善良な人格者で事業面で良好な評判を有するか	申請はMILが定める投資の定義に沿ったものか
(v)	投資は、国家の発展、安全保障、経済、社会文化政策に沿うものか	

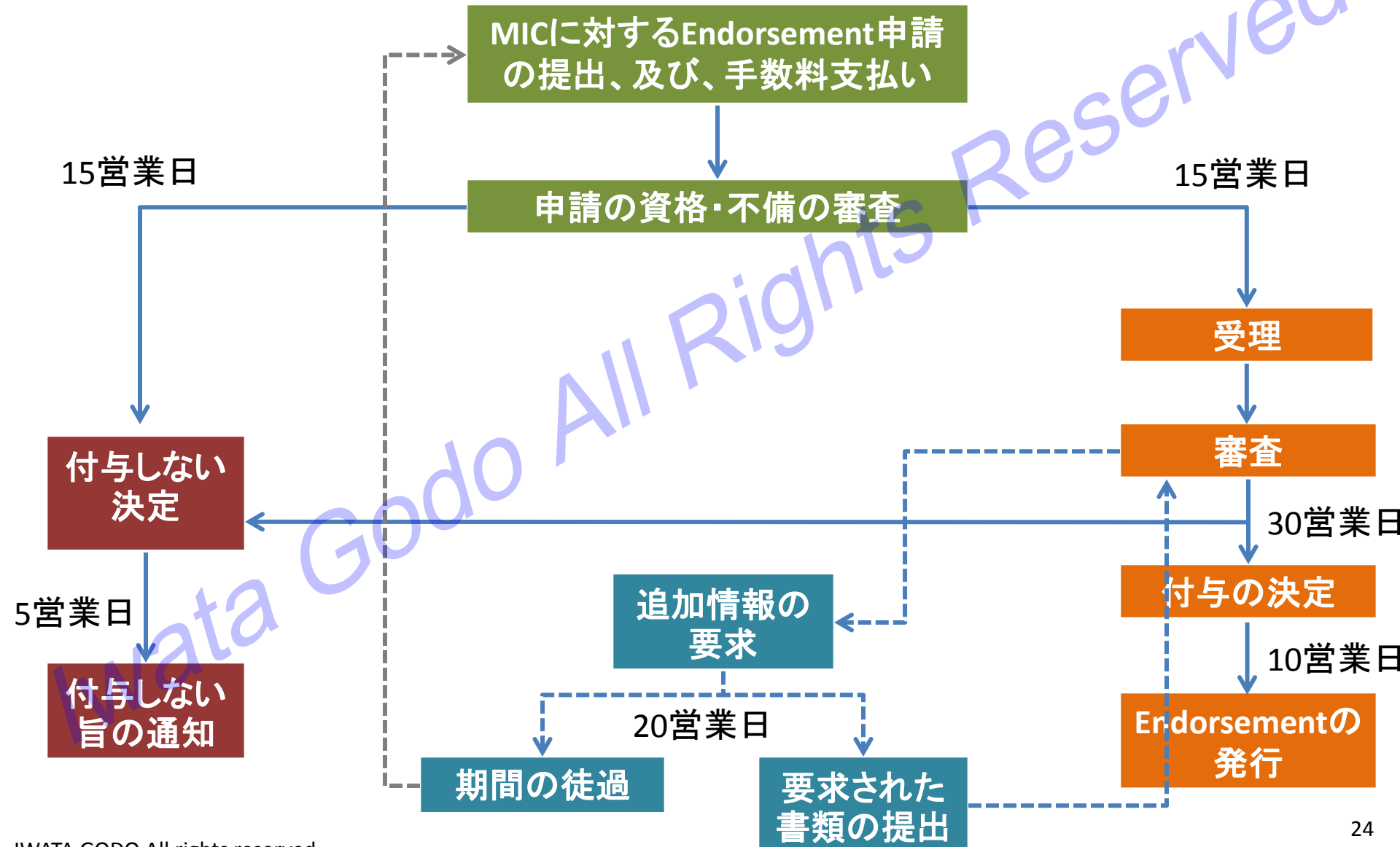
	税制優遇(Tax Incentive)の評価項目 (検討項目の例)	土地使用权(Land Authorization Rights)の評価項目 (検討項目の例)
(i)	「MICが投資を促進する分野として告示により指定した分野」に該当するか	当該地は、適用法令が前提とする目的のために利用されるか
(ii)	30万米ドルを超える追加の経費支払い又は追加投資があるか	当該地の地形や高低を変える必要があり、又はその可能性があるか(その場合、環境に緩和不可能な悪影響を及ぼす可能性があるか)

6-2 申請手続の流れ: MIC許可

注: 投資提案が複雑又は新規性を有すること等の事情に応じ、審査期間は60営業日(*)から延長される可能性がある。



6-3 申請手続の流れ: MIC Endorsement



7-1-1 MILによる外国投資家の保護(実体面)

・MILは、投資に対する信頼感の向上とそれに伴う投資活動の活発化を目指し、投資に対して一定の保障を提供している。

保障の内容

- | | |
|-----|-----------------|
| (a) | 差別撤廃条項 |
| (b) | 公正かつ平等な待遇 |
| (c) | 国有化・収用されないことの保障 |

- ・ 上記の保障は、日・ミャンマー投資協定(2013年12月15日署名、2014年1月15日発効)の内容に沿っている。
- ・ 投資分類に関わらず、原則として、かかる保障は全ての投資に対して提供されるが、保障の対象が「直接投資(Direct Investments)」に限定される場合もある。
- ・ なお、MILによれば、「直接投資」とは、投資家が投資資産を法的にコントロールする(若しくは影響を与える、管理する)権利を有する投資をいうと定義されている。
- ・ これらの保障は、MIC の許可が取得されたかどうかにより左右されない。

7-1-2 MILによる外国投資家の保護：①差別撤廃条項

- ・差別撤廃条項は、以下の2つの待遇からなる。

種別	具体的内容
内国民待遇 (National Treatment)	別段の法令・告示等がない限り、投資活動の拡大、経営、運営、販売、売却、その他処分に関して、外国投資家（及び同投資家による直接投資）を <u>ミャンマー内国投資家</u> と同等以下に扱わないことを、ミャンマー政府が投資家に対して保障している。
最恵国待遇 (Most-Favoured Nation Treatment)	別段の法令・条約がない限り、投資活動の設立、取得、拡大、経営、運営、売却、その他処分において、特定の国の外国投資家（及び同投資家による直接投資）を、 <u>その他の国の外国投資家</u> と同等以下に扱わないことを、ミャンマー政府が投資家に対して保障している。

7-1-3 MILによる外国投資家の保護: ②公平かつ平等な待遇

・ミャンマー政府は、投資家に対し、下記の2点について、公正かつ平等な待遇を保障している。

公正かつ平等な待遇 (Fair and Equitable Treatment)

- (i) 投資家及び当該投資家による直接投資に対して重大な影響を及ぼす措置又は決定について関連情報を取得する権利
- (ii) 投資家及び当該投資家による直接投資に関する事項(ライセンス、MIC許可、又はMIC Endorsementに係る条件の改定、その他これに準ずる措置を含む。)に関する適正手続の保障、及び、不服を申し立てる権利

7-1-4 MILによる外国投資家の保護: ③国有化・収用されないことの保障

- ・ミャンマーにおける投資の保護を目的として、MILを遵守して実施された投資については、国有化されないことが保障されている。
- ・さらに、MIL第52条は、以下の場合を除き、政府が直接・間接に投資を収用し、又は、終了させることを禁止している。

内容

- | | |
|-------|--------------------|
| (i) | 公共の利益のために必要な場合 |
| (ii) | 差別的でない方法による場合 |
| (iii) | 適用法令に従って行う場合 |
| (iv) | 迅速、公正かつ適正な補償を支払う場合 |

- ・MILは、「公正かつ適正な補償」の認定について、以下の原則を規定している。

内容

- | | |
|------|--|
| (i) | 補償金額は、接收時点の接收資産の市価相当額とする |
| (ii) | 補償金額は、公共の利益と投資家の私的利益の公正な考慮に基づき、投資家の現在及び過去の状況、接收の理由及び目的、投資額及び取得済みの利益、投資の期間を考慮した上で決定する |

7-2 MILにおける外国投資家の保護(手続面)

- 投資家は、MILに従い、ミャンマー政府との間で投資に関連して生じた紛争を解決するための裁判・仲裁の提起前に、投資家支援専門委員会(Investor Assistance Committee)に対して紛争・苦情について通知しなければならない。
- 当該通知は、書面によりなされなければならない、英・ミャンマー語の併記、又はミャンマー語によらなければならない、必要な申請料・添付書類を添えて、申請者の署名をした上で提出しなければならない。

通知事由	
(a)	政府部門・機関が、自己の投資について誤った決定を下した
(b)	政府部門・機関が、許認可申請やライセンス登録の申請を誤って拒絶した
(c)	MILに基づく権利・保護・許可が与えられていない、又は害されている

- 日・ミャンマー投資協定上は、投資仲裁の提起に当たっては、ミャンマー政府への通知(Trigger Letter)送付から3か月間の経過のみが求められており(同協定18条4項)、ミャンマー国内において紛争解決のため上記委員会への通知をしたことは前提条件として求められていない。
- もっとも、国際投資仲裁に要するコストにも鑑み、多くの場合には、上記委員会への不服申立からスタートするケースが一般的と思われる。

7-3-1 資金移動の規制緩和(外国投資家)

・ミャンマー政府は、MILに基づいて実施された投資に係る資金のうち以下のものに関して、外国投資家による資金移動が可能であることを保障している。

外国投資家

- | | |
|-----|---|
| (a) | 資本金(但し、ミャンマー中央銀行の規則に従うものとする。) |
| (b) | 利益、キャピタルゲイン、配当、ロイヤルティ、著作権料、ライセンス料、技術支援・マネジメント費用、株式その他MILに基づく投資から生じる当期利益 |
| (c) | 投資又は投資に関連して所有していた財産の全部又は一部の売却若しくは清算による利益 |
| (d) | ローン契約を含む契約に基づく支払 |
| (e) | 投資に関する紛争の和解に基づく支払 |
| (f) | 投資又は没収に際して行われた補償やその他の支払 |
| (g) | ミャンマー国内で適法に雇用された外国人駐在員の収入や報酬 |

外国人投資家が上記(c)、(e)、(f)に該当する資金を移転する場合で、税金の未払いその他支払いに関する紛争がある場合は、MICの承認を要する(施行規則第209条)。MICに対する申請には、予定される資金移動、未払の租税債務の情報やその処理方法など、関連するすべての情報を明記する必要がある。MICが、当該資金移動がミャンマーの利益に反しないと判断すれば、当該資金移動は承認される。

7-3-2 資金移動の規制緩和(内国投資家)

・ミャンマー政府は、MILに基づいて実施された投資に係る資金のうち以下のものに関して、内国投資家による海外への資金移動が可能であることを保障している。

内国投資家	
(a)	ロイヤルティ、ライセンス料、技術援助、マネジメント費用、その他の外部組織に対する利息の支払い
(b)	契約に基づく支払い(ローン契約、保険請求を含む。)
(c)	紛争解決に基づく支払い(判決、命令、裁定、仲裁等を含む。)

7-3-3 資金移動が規制される場面

・ミャンマー政府は以下の場合に資金移動を禁止し、又は遅延させることができる。

資金移動が禁止・遅延の対象となる場合

- | | |
|-----|---|
| (a) | 支払不能、又は債権者の権利を保護する必要がある場合 |
| (b) | 犯罪や類似の手法で入手した違法資金を適法な資金へ転換する場合 |
| (c) | 法執行機関や金融規制当局の支援をするために送金につき金融報告又は記録保存をする場合 |
| (d) | 司法又は行政手続きにおける命令は判決の遵守を確保する場合 |
| (e) | 納税 |
| (f) | 社会保障、年金、又は強制貯蓄制度 |
| (g) | 解雇に関する従業員への支払 |

・ミャンマー政府は、深刻な国際収支又は外的な金融難の場合には、投資に関する支払・移転規制を新設又は継続することもある。かかる規制は、外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Law)、外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management Regulations) その他の国際的合意に基づくものとなる。

III 実務対応のポイント

1 実務対応のポイント①:改正の評価

- 投資法の改正については、様々な評価がある(ドラフト段階では検討されていた規制緩和が後退するなど)
- 全体的な方向性としては、ミャンマーへの投資のプロセス全体を通じて、より投資をしやすいような規制・制度の設計が企図されている。特に、投資前の審査(Pre-Screening)の制度や、ミャンマー政府との間の紛争解決のためのメカニズムが整備されたことには一定の意義がある。
- また、MICの許可や、Endorsementの手続においては、当局側の回答期限を含む、必要な手続きが、法令上明確になっており、許可を求める際のプロセスが透明化されたことは評価に値する(スライド23、24ご参照)。
- もっとも、ミャンマーの投資法制は変化の只中にあり、過去の(厳しい・不透明であると言われてきた)規制が残存している面もある。
- 実際の運用においては、当局との折衝・交渉が必要な場面が依然として数多くあるものの、投資に対する規制の透明化・手続の明確化・投資家の権利保護の明文化という意味ではポジティブな評価が可能。

2 実務対応のポイント②: Trading業務の扱い

- Trading(小売業・卸売業)は、今般の投資法の制定に伴い、参入規制が緩和されることが期待され、またドラフト段階では緩和される予定であった。
- 最終案では、商務省(Ministry of Commerce)の許可の必要な業種として、ネガティブリストに登録されている(制限業種の扱い)
- 商務省とのコミュニケーションによれば、従前外国投資家に課されていた規制は、取扱上、投資法上の施行後も継続して課されるとのこと。従って、商務省としては、制限業種の許可を下す前に、申請者が従前から有効な告示に沿っているかについて審査を行うことになる。
- 今後、規制が緩和される可能性は否定できないものの、現時点では、緩和についての具体的な予定・計画は存在しない。

Iwata Godo All Rights Reserved

3 実務対応のポイント③: 既存投資の取扱い

1 発出済みのMIC許可の取扱い

- 過去に、外国投資法、又は、内国投資法に基づいて発行された許可は、当該許可の有効期限満了まで効力を有し、投資家は、事業を継続するとともに、当該許可に付随する優遇措置も継続的に受けることができる。
- 他方で、上記の許可の保有者は、現行の投資法上のMIC許可の保有者とみなされるため、現行の投資法の規制の遵守が求められる。

2 規制事業を既に保持する投資家

- MIL施行規則の施行日(2017年3月30日)において、MIL、MIL施行規則、ネガティブリスト(投資法規制)により規制される事業を行っており、投資法規制において必要とされる許認可の全てを得ていない投資家は、2019年3月30日(上記施行日から24か月以内)に、MIL、MIL施行規則、ネガティブリスト(Notification No.15/2017)の規制を遵守するための必要な手順を踏まなければならない。
- なお、2017年3月30日以前に事業を開始していた場合でも、投資計画の変更に伴い、MIC許可が改めて必要となる場合には、当該変更前に契約書をMICに提出し、MIC許可を取得しなければならない。

4 実務対応のポイント④: 事前スクリーニング制度

- MICは、投資家が行おうとしている投資について、MICによる投資スクリーニングを提供する。
- 具体的には、投資家からの照会を受けた場合、当該投資家が行おうとしている投資が、MIC許可を必要とするか、禁止又は制限業種に該当するかなどについて、照会から、**10営業日以内**に、ガイダンスを提供する。
- ただし、MICが投資家に対して追加の情報提供を求める場合もあり、これに投資家が10営業日以内に回答しない場合、ガイダンス提供の申請が失効したものとみなされる。
- ガイダンスには法的拘束力はない。
- ガイダンスの申請の際には、投資に係る情報を全て開示することが求められており、MICに誤解を与えたり、意図的な情報の隠ぺいなどを行ってはならない。

別紙 制限業種のリスト①

(a) 連邦政府のみが実施するものとされている投資活動

1	政府が告示により指定する安全保障・防衛関連製品の製造
2	国防のための武器弾薬の製造及び関連サービス
3	郵便切手の発行、郵便局及び郵便ポストの設置運営
4	航空運輸業
5	航空機操縦サービス
6	自然林及び森林地域の管理（但し、二酸化炭素排出削減に絡む事業を除く。）
7	ウランやトリウムなど放射性金属の調査及び製造
8	電源装置の管理
9	電気工事の検査

別紙 制限業種のリスト②

(b) 外国投資家による実施が許されない投資活動

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | ミャンマー語その他民族言語による定期刊行物の発行・流通 |
| 2 | 淡水漁業及び関連サービス |
| 3 | 動物の輸出入のための検疫所の設置 |
| 4 | ペットの世話業 |
| 5 | 政府が管理する自然林及び森林地域に由来する森林生産品の製造 |
| 6 | 鉱業法(Mines Law)に基づく事業化調査及び中小企業向け鉱物生産 |
| 7 | 中小規模の鉱物精製 |
| 8 | 油井(浅井戸) |
| 9 | 外国人向けビザ及び滞在許可の印刷・発行 |
| 10 | 水晶及び翡翠の試掘、探索、製造 |
| 11 | 観光ガイド業 |
| 12 | コンビニエンスストア、ミニマート(床面積1万平方フィート以下) |

別紙 制限業種のリスト③-1

(c) ミャンマー国民(又はその保有する事業体)との合弁投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動 ①

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 漁獲物の水揚げ所、漁港、漁獲物の競売市場の建設 |
| 2 | 漁業に関する調査 |
| 3 | 動物病院 |
| 4 | 農作物の収穫、地元市場向け流通及び輸出 |
| 5 | プラスチック製品の製造及び国内流通 |
| 6 | 天然資源由来の化学品の製造及び国内流通 |
| 7 | 可燃物・揮発性燃料・エアロゾルの製造及び国内流通 |
| 8 | オキシダントの製造及び国内流通 |
| 9 | 腐食性薬品の製造及び国内流通 |
| 10 | 工業用化学ガス(圧縮物、液化物、固形化物を含む。)の製造及び国内流通 |
| 11 | 穀物加工品(ビスケット、ウエハース、麺類等)の付加価値製造及び国内流通 |
| 12 | 菓子類(甘味、ココア、チョコレートを含む。)の製造及び国内流通 |

別紙 制限業種のリスト③-2

(c) ミャンマー国民(又はその保有する事業体)との合併投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動 ②

13	食品類(但し、牛乳及び乳製品を除く。)の加工、製造、販売
14	麦芽及び麦芽由来酒類、非発泡性製品の製造及び国内流通
15	スピリッツ・アルコール・アルコール飲料・ノンアルコール飲料の製造、蒸留、ブレンド、矯正、ボトル詰め、国内流通
16	浄化水の製造及び国内流通
17	浄化飲用水の製造及び国内流通
18	石鹼の製造及び国内流通
19	化粧品の製造及び国内卸売
20	居住用アパート及びコンドミニアムの開発、販売、リース
21	地域ツアー業
22	海外病院への移送代理店

別紙 制限業種のリスト④-1

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ①

内務省 (Ministry of Home Affairs) の許可を要する投資活動

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 麻薬・向精神薬を用いた医薬品の製造及び国内流通 |
|---|-------------------------|

情報省 (Ministry of Information) の許可を要する投資活動

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 印刷媒体と放送サービスのクロスオーナーシップ |
| 2 | 外国語による定期刊行物の発行 |
| 3 | FMラジオ放送 |
| 4 | DTH(家庭への直接配信)番組の提供 |
| 5 | DVB-T2番組の提供 |
| 6 | ケーブルテレビ |

別紙 制限業種のリスト④-2

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ②

農業・畜産・灌漑省 (Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation) の許可を要する投資活動

- | | |
|----|----------------------------------|
| 1 | 漁業資源及び魚類の種に関する投資 |
| 2 | 海洋漁業 |
| 3 | 動物由来の生物学的製品の製造及び流通 |
| 4 | 動物由来の医薬品の製造及び流通 |
| 5 | 家畜の商業的飼育 |
| 6 | ブリーディング場及び鳥類の孵化場 |
| 7 | 遺伝子関連の研究、遺伝子の保存、動物の種の流通 |
| 8 | 動物の種(繁殖用動物、冷凍精液、胚)の輸入、製造、販売 |
| 9 | 動物飼料・動物製品の安全検査サービス |
| 10 | 動物の病気の検査サービス |
| 11 | 動物の健康の調査・監視サービス |
| 12 | 種子の輸入、製造、国内流通、再輸出 |
| 13 | 植物の新種の輸入、製造、流通 |
| 14 | 農業用の殺虫剤・肥料・ホルモン・除草剤等の製造、保管、流通、輸出 |
| 15 | ハイブリッド種子の製造及び輸出 |
| 16 | 農業向け検査サービス |
| 17 | 農業・農産品の研究 |
| 18 | 季節性収穫物の製造 |

別紙 制限業種のリスト④-3

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ③

交通通信省 (Ministry of Transport and Communication) の許可を要する投資活動 ①

- | | |
|----|-------------------------------|
| 1 | 車両登録のための検査 |
| 2 | 自動車運転学校の運営 |
| 3 | 鉄道の敷設、駅その他鉄道業に関する建物の建設 |
| 4 | 鉄道業 |
| 5 | 機関車・客車・貨車・スペアパーツの製造及び保守、軌道の保守 |
| 6 | 鉄道事業向け発電 |
| 7 | 鉄道輸送用ドライポートの運営 |
| 8 | 郵便業 |
| 9 | 電気通信業 |
| 10 | 衛星通信設備の製造及び流通 |
| 11 | レーダー通信設備の製造及び流通 |
| 12 | ラジオ通信設備の製造及び流通 |
| 13 | 携帯電話・ハンドセットの製造及び国内流通 |
| 14 | 民間航空の訓練サービス |
| 15 | 航空機の修理・保守サービス |
| 16 | 空港ホテル |
| 17 | 地上取扱い業 |
| 18 | 空運サービスの販売 |

別紙 制限業種のリスト④-4

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ④

交通通信省 (Ministry of Transport and Communication) の許可を要する投資活動 ②

- | | |
|----|-------------------------|
| 19 | コンピューター予約システム (CRS) 業 |
| 20 | 航空機リース (乗組員なし) 業 |
| 21 | 航空機リース (乗組員付き) 業 |
| 22 | 航空貨物フォワーディング業 |
| 23 | 航空機ライン保守サービス |
| 24 | ランプ管理業 |
| 25 | 乗降客対応業 |
| 26 | 荷物取扱い業 |
| 27 | 貨物取扱業 |
| 28 | 燃料補充サービス |
| 29 | 空港保安サービス |
| 30 | 空港の建設、保守、管理、運営 |
| 31 | 空輸 (国内) 業 |
| 32 | 空輸 (国際) 業 |
| 33 | 航空機関連設備のリース |
| 34 | 海運教育訓練センター |
| 35 | 船・浮揚設備の建造・修理に対応したシップヤード |
| 36 | 海上・水上輸送 (旅客) 業 |

別紙 制限業種のリスト④-5

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ⑤

交通通信省 (Ministry of Transport and Communication) の許可を要する投資活動 ③

37	海上・水上輸送(貨物)業
38	海上・水上輸送の支援サービス
39	国際輸送(旅客)業(沿岸を除く)
40	国際輸送(貨物)業(沿岸を除く)
41	船舶リース(乗組員なし)
42	船舶リース(乗組員付き)
43	牽引船・タグボートサービス
44	船舶処分サービス
45	船舶ブローカー業
46	船舶の水準検査サービス
47	川の境界域付近での建設(スイッチバック・スリップウェー、ドックヤード、ランディング・マッドドック、船着き場、ランディングステージ等)
48	川の境界域付近での建設(倉庫、各種ヤード、港湾関連インフラ)
49	内陸河川港の建設
50	水運の保全・改善事業
51	港湾エリアの拡張
52	港湾及び水路向けサービス
53	沈没船の引き揚げ業
54	輸送代理店業
55	深海港及び国際多目的港

別紙 制限業種のリスト④-6

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ⑥

天然資源・環境保護省 (Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation) の許可を要する投資活動

- | | |
|----|--|
| 1 | 森林域及び政府管理地における宿泊施設 |
| 2 | 植林地の設置 |
| 3 | 植林地の設置を伴う木工業その他事業 |
| 4 | 森林域及び自然林におけるエコツーリズム |
| 5 | 遺伝子組み換え物の商業的な再生産、流通、輸入 |
| 6 | 高価値・希少な木材種の高度調査、商業生産、生体組織の収集・生成 |
| 7 | 林業における高度技術開発、調査、人材開発 |
| 8 | 野生動植物の輸出を目的としたブリーディング、商業的な輸出入を通じた国内・海外向け流通 |
| 9 | 外資による鉱物の大規模生産のための試掘、調査、事業化調査、探鉱 |
| 10 | 内資による鉱物の小・中・大規模生産のための試掘、調査、事業化調査、探鉱 |
| 11 | 外資による水晶・宝石その他加工品の製造販売 |
| 12 | 内資による水晶・宝石その他加工品の探鉱、加工、販売 |
| 13 | 真珠の養殖生産 |
| 14 | オゾンに干渉する物質を発生する事業 |
| 15 | 製紙のための大規模パルプ生産 |

別紙 制限業種のリスト④-7

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ⑦

電気エネルギー省 (Ministry of Electricity and Energy) の許可を要する投資活動

- 1 大規模発電事業 (電気法 (Electricity Law) により、30MW超と定義)
- 2 送電設備に接続する電気に関わるあらゆる業務
- 3 オフショア掘削の建設のための輸入、製造、建設、設備設置
- 4 貯蔵タンク・陸揚げ港・パイプライン・関連機械の建設、石油・ガス・石化製品の輸入・輸送・所蔵・流通・販売のための施設の建設
- 5 精製所の建設、保守、機能拡張
- 6 石油及びガスの地質学的方法による探鉱のための設備の設置、輸入、製造
- 7 石油及びガスの地質学的方法による探鉱・製造・調査のための設備の設置、輸入、製造
- 8 石油及びガスのパイプライン網建設のための設備の設置、輸入、製造

産業省 (Ministry of Industry) の許可を要する投資活動

- 1 ワクチン製造

商業省 (Ministry of Commerce) の許可を要する投資活動

- 1 小売業
- 2 卸売業

別紙 制限業種のリスト④-8

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ⑧

健康スポーツ省 (Ministry of Health and Sports) の許可を要する投資活動

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 私立病院 |
| 2 | 総合健康サービス |
| 3 | 移動式健康サービス |
| 4 | プライベートケア・シェルターサービス |
| 5 | 伝統的病院 |
| 6 | 伝統的クリニック |
| 7 | 伝統医療機器の製造 |
| 8 | 伝統薬の製造 |
| 9 | 伝統薬の原料の取引 |
| 10 | 伝統ハーブの耕作生産 |
| 11 | 伝統医療の研究・検査 |
| 12 | ワクチン開発、診断キット製造 |

別紙 制限業種のリスト④-9

(d) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 ⑨

建設省 (Ministry of Construction) の許可を要する投資活動

- | | |
|---|--|
| 1 | 建設省が管理する全道路、これと並行して建設される道路、これらに付随する都市バイパス道路、及びこれらに連絡する全ての道路 |
| 2 | 高架高速道、トンネル、都市内外の環状道、インターチェンジ、地下道、オーバーパス、フライオーバー、半地下道、海底トンネルの建設 |
| 3 | 橋梁(180フィート以上)の建設 |
| 4 | 橋梁設備(PCスタンド、PCバー、アンカー等)、鉄骨、鉄筋コンクリート等の製造及び国内販売 |
| 5 | 都市開発(100エーカーを超えるもの) |
| 6 | 居住用アパートメント(床面積5万平方メートル以上)及び工業地域向け廉価ハウジングの建設及び販売 |
| 7 | 都市開発(4エーカーを超えるもので、各州・地方域の首都で実施されるもの。但し、ネーピドー、ヤンゴン、マンダレーを除く。) |
| 8 | 新都市の建設 |

注: 本稿は法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。

講師プロフィール 弁護士 チア・スウィー・ギム (Ms. Cheah Swee Gim)



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所・事務所長、シンガポール法弁護士／ニューヨーク州弁護士。
2011年後半よりヤンゴンに常駐。

1983年シンガポール国立大学法学部卒業。1984年シンガポール弁護士登録。1987年ニューヨーク大学法科大学院を終了し法学修士(LLM)を取得。ニューヨーク州司法試験に合格し、ニューヨーク州弁護士登録。ミャンマーへの企業進出に係る法令を中心としたアドバイス、M&A・ミャンマーへの投資に関するアドバイス、並びに金融サービス、銀行業務、及び証券化等に関するアドバイス等を専門分野とし、日本企業に対しても多数のアドバイスを手掛けた実績を有する。

《連絡先》

ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所

TEL: +951 8610348/8610349 E-MAIL: cheah.sweegim@kcpartnership.com

講師プロフィール 弁護士 松田章良 (AKIRA MATSUDA)



岩田合同法律事務所弁護士。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール法学修士課程卒業(LL.M.、Harlan Fiske Stone賞)、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所に出向中。

キャピタル・マーケット及びM&A案件を中心とするクロスボーダーの企業取引及び、クロスボーダーの紛争案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。ミャンマー案件については、種々のセクターの日系企業による進出・展開に係る案件を担当した経験を有しており、ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所とも頻繁に協働している。

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6282

E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com

Drew & Napier法律事務所

TEL: +65 6531 4112

E-MAIL: akira.matsuda@drewnapier.com

講師プロフィール 弁護士 佐藤喬城 (TAKAKI SATO)



岩田合同法律事務所弁護士(2010年弁護士登録)。2007年東京大学法学部、2009年東京大学法科大学院、2016年コロンビア・ロースクール(LL.M.)各卒業。2016年NY州司法試験合格。同年より、ZICO Lawクアラルンプールオフィスに出向し、2017年3月岩田合同法律事務所へ復帰。

国内のM&A案件及びジェネラル・コーポレート案件を主に扱うほか、国際カルテルを中心とするクロスボーダーの紛争・調査案件を手掛けている。東南アジア及び東アジア地域における日本企業の海外進出・展開・撤退に係る案件についての経験も豊富に有する。

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6437

E-MAIL: tsato@iwatagodo.com